

新宿区教育委員会会議録

平成18年第5回定例会

平成18年5月9日

新宿区教育委員会

平成18年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年5月9日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時51分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	櫻 井 美 紀 子
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己

欠席者

生 涯 学 習 財 団 長 小野寺 孝 次
担 当 課

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

報 告

- 1 平成18年度区立幼稚園園児数（入園式現在）について（学校運営課長）
- 2 第1回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 3 乳幼児期の家庭教育支援事業について（生涯学習振興課長）
- 4 アスベスト除去工事実施に伴う中町図書館の休館について（中央図書館長）
- 5 区立学校等への防犯カメラの設置について（教育政策課長）
- 6 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第5回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いします。

櫻井委員 はい。

内藤委員長 議事に入ります前に、5月2日から委員長に就任いたしましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。座って話すほど長いあいさつではありませんが。

取り立てて申し上げることもありませんが、教育委員として、私が日ごろ感じておりますことは、教育の課題というものは尽きることがないということです。1つには、学校や幼稚園に至るそれぞれの教育の現場で、日々いろいろなことが起きている。これに常に適切な対応をしていかなければならない、日々の仕事の重みというものがああります。さらに、それにとどまらず、では、新宿区の教育というのはいかにあるべきかという基本理念、これも1つ方針が決まっていれば、もう万事それでいいということでは決してありませんで、その基本理念についてもこの方針でいいのかということ、常に私たちが考えていかなければならない。本当に教育の仕事というのは立ち止まることの許されない、日々動いていく、それに対応していく仕事であると思います。

幸い今日まで、この教育委員会は、私自身、大変気持ちよく仕事をさせていただきました。これからも、皆さんの御協力のもと、また、教育委員会に新しい顔ぶれも加わったことでありますから、新しい方々の知恵も生かしながら、これまで以上に、皆さんとともによい仕事をしていきたいと思っております。どうぞ、御協力をお願いいたします。

委員の皆様は議席ですが、委員長改選に伴い、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、本日各委員が座っている席を議席といたしますので御確認をお願いいたします。

報告 1 平成18年度区立幼稚園園児数（入園式現在）について

報告 2 第1回西戸山地区中学校総合協議会について

報告 3 乳幼児期の家庭教育支援事業について

報告 4 アスベスト除去工事実施に伴う中町図書館の休館について

報告 5 区立学校等への防犯カメラの設置について

報告 6 その他

内藤委員長 本日は、議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1から報告5までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 平成18年度の入園式現在の区立幼稚園の園児数について、御報告をいたします。資料で報告1とあるものでございます。

左の欄が幼稚園名で、右に向かって3歳児、4歳児、5歳児と合計の園児数、学級数が書いてございます。3歳児につきましては13園で実施しておりまして、定員が221名に対し211名でございます。定員充足率が95.5%です。

3歳児について、ちょっと特徴のある園を御紹介しますと、ちょうど真ん中あたりの四谷第六幼稚園。ここは、定数を1名下回っております。下から2番目の西新宿幼稚園。定員数を大きく下回って7名でございます。真ん中から少し下に落合第四幼稚園。17名の定員に対し園児数18名でございますが、これは17名で抽選を行い、抽選で該当しなかった方には待機をしていただくんですが、当選された方から転出が出た後、第1順位でお待ちになっていた方が双子でございましたので、その2人が入って定員を超える18名でございます。

続きまして、4歳児です。4歳児は定員の総数が750名。園児数が477名。定員充足率は63.6%でございます。

上から4番目の愛日幼稚園は、幼保連携に伴う預かり保育や給食の実施等で大変大勢の応募があり、35名と例外的な園児数を受け入れております。中段の四谷第三幼稚園と四谷第四幼稚園は、いずれも12名の学級編制に満たない数でございますが、統合予定園で、学級を開設しております。中段の下の方で、落合第五幼稚園は応募がなく休学級でございます。その次の落合第六幼稚園は、入園式現在12名に達してございますが、学級編制基準の1月15日現在は10名で、ただ、独特のロケーションから、例外的に学級編制を決定した園でございます。その次の次の欄の柏木幼稚園は、学級編制を決定する基準日には12名に達してございましたが、その後転出があって11名でございます。

続きまして、5歳児でございます。定員が750名に対し493名。充足率は65.7%でございます。

こちらは、四谷第三と第四がいずれも12名を下回っておりますが、4歳児のところの説明したとおりでございます。下から5つ目の落合第六幼稚園は、昨年4歳児で学級編制をしな

かったところでございます、休学級でございます。

合計は、学級数が63、定員が1,721名に対し1,181名。充足率は68.6%でございます。前年同期よりも園児数、充足率ともに下回っております。前々年と比較しても、18年度はやや少ない園児数でございます。ちなみに、1,200人を割ったのはこれが初めてではございません。平成15年度も1,190名ばかりで入園式を迎えておりますので、年度ごとのばらつきの範囲内とも考えてございます。

以上、大変雑駁ですが、御報告といたします。

内藤委員長 続けて説明をお願いします。

教育環境整備課長、どうぞ。

教育環境整備課長 それでは、お手元の第1回西戸山中学校統合協議会について御説明申し上げます。

1枚目でございます。開催日時が平成18年4月13日、6時から7時でございます。開催場所につきましては、西戸山中学校1階会議室でございます。3の出席者でございますが、学校関係者が18名。内訳は表記のとおりでございます。教育委員会事務局から4名の者が出席してございます。4の開催内容でございますが、左下にいきまして、委嘱式から始まりまして、第1回目の統合協議会まで無事スタートすることができました。このうち、(3)の事務局からの説明の、協議会の設置要綱と協議会の進め方について御説明申し上げたいと思います。

ページをめくっていただきまして、西戸山地区統合協議会設置要綱(案)とございます。条文に従いまして御説明申し上げます。

まず、目的でございますが、西戸山中学校、そして西戸山第二中学校の統合に関する事項を協議するため、統合協議会を設置するということでございます。

次の第2条、検討事項でございますが、協議会は次の事項について検討及び確認すること、(1)といたしまして統合新校の位置。(2)といたしまして統合の時期。(3)といたしまして統合新校の校名、校歌、校章。(4)といたしまして、その他統合に関し必要な事項とございます。

第3条でございますが、構成は別表1に掲げる者ということで、裏面上段に別表第1(第3条関係)とございますが、ごらんの西戸山中学校PTA会長の職にある者を筆頭に、こういった方々をメンバーとして構成するということでございます。

次に、ちょっと飛びますが、この西戸山の特徴でございます専門部会の設置でございます

が、第7条でございます。こちらは、通学路の安全対策等を検討するためということで、従来にはないものでございますが、安全に関する専門部会を設置してございます。こちら裏面の別表2に掲げる者ということで、下段の方になりますが、西戸山中学の通学路に関連する学校を中心としたメンバーで構成されてございます。

次に、統合協議会の進め方でございますが、次のペーパーでございます。

設置目的、構成につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

の3番でございます。検討内容ということで、別紙基本方針を前提として、先ほどございました統合新校の位置、統合の時期、統合新校の校名、校歌、校章とその他統合に関して必要な事項を検討するというので、これも裏面に第7次学校適正配置計画の基本方針とございます。1番といたしまして、統合ということで、西戸山中学校、西戸山第二中学校を対象として2校を1校に統合すると。統合時期については平成23年4月1日。3の統合新校の校地でございますが、西戸山中学校跡地に建設すると。それと、仮校舎の扱いでございますが、平成20年4月1日から旧戸山中学校、現在の西早稲田中学校の校舎を使用する。4で統合協議会の設置ということで、先ほどの設置目的に照らして設置をします。最後に通学区域ということで、西戸山中学校と西戸山第二中学校の通学区域を合わせて一通学区域とするということでございます。

前のページにお戻りいただきまして、のスケジュールでございますが、大まかなスケジュールをこちらに記載してございます。1で、第7次の学校適正配置計画作成予定ということで、先ほどの計画案を中心として、統合協議会の決定ということで9月末を予定してございます。その後、教育委員会の議決を10月初旬に予定してございます。引き続きまして、文教委員会の報告予定ということで、19年の2月、第1回定例会に議案の提出をしたいというふうに考えてございます。

2番では、新校舎の建設予定ということで、これも大まかなものでございますが、統合協議会で新校のビジョン、コンセプトの検討ということで、大きくは、基本実施設計を19年6月末から20年3月末。解体工事は20年6月末から20年10月末。建設につきましては20年11月末から22年6月末を予定してございます。

最後に、西戸山中学校の統合新校の開校は、平成23年4月1日ということで、これらの資料に基づきまして、第1回目の統合協議会を開催させていただいたということでございます。

以上、報告させていただきます。

内藤委員長 生涯学習振興課長、どうぞ。

生涯学習振興課長 私から、乳幼児期の家庭教育支援事業の実施について御報告いたします。

平成18年度の新規事業でございます乳幼児期の家庭教育支援のうち、乳幼児期の保護者対象事業として、健康部の絵本でふれあう子育て支援事業と連携して、ブックスタート事業を開始いたしました。

1の概要でございます。保健センターでの三、四カ月健診時ということで、ゼロ歳児、乳児対象でございます。近隣小学校の読み聞かせグループをボランティアスタッフとして派遣し、読書を通して親子の心の交流などを説明した後に読み聞かせを実施いたします。読み聞かせの本は、健康部で健診受付時に手渡す絵本2冊、手提げバッグ入りのうち1冊を選んでいるということでございます。

これが実際の手提げ袋でございます。この中に本が2冊入っているということで、今年度は、1つが「コップちゃん」というもので、もう1つが「がたんごとんがたんごとん」というものを選びました。

2番の目的でございます。地元の読み聞かせグループが、先輩お母さんとして乳児の保護者に接し、実際に親子に読み聞かせをすることで、肉声に子どもが反応する姿を確認すると。それとともに、子どもから得られる安らぎを保護者に体感してもらい、絵本を介した親子の心の交流の大切さを知ることによって家庭教育の推進を図るということでございます。

3番の規模でございます。4つの保健センター、各センターで、それぞれ月1回。年間では12回開催する予定でございます。各回5名程度のボランティアスタッフを派遣いたします。ボランティアスタッフは、各センターごとに担当校から派遣ということで、これは4番の保健センターの担当校に書いてございます。基本的には、保健センターの近くの小学校の方をお願いしております。ボランティアスタッフ研修は、中央図書館が主体となり実施いたしました。

4番の保健センターの担当校は記載のとおりでございます。

5番の実績ということで、4月に各保健センターで1回実施しております。4月の実施分は記載のとおりでございます。裏に4月に実施した実績の詳細が載っております。

以上、雑駁ですが、御報告とさせていただきます。

内藤委員長 中央図書館長、どうぞ。

中央図書館長 最初に、5月5日に子ども図書館がオープンいたしました。御出席の方々には、ありがとうございました。

御報告でございますが、アスベスト除去工事実施に伴う中町図書館の休館でございます。

これにつきましては、2月に一度、階段室のペンキを塗って汚いところをきれいにすると
いうようなことで、中町図書館は休館いたしました。そのときに成分調査を行ったところ、
アスベストが含まれているということで、今回、この中町の児童館、それからことぶき館、
それと保育園が1階にあります。地下の図書館と合わせて階段室のアスベストを除去する
ということで、中町図書館がその関係で休館するというところでございます。

全体のアスベスト除去工事自体は5月29日から6月末まででございますが、中町図書館に
つながる階段室につきましては6月11日までの工事でございますので、その間、休館を予定
しております。この間には、特別図書整理期間、いわゆる曝書というものを3日から4日に
かけて行う予定であります。

休館の理由としましては、そこに記載しましたように、工事期間中の利用者の施設への入
室方法の安全を確保することが難しいためということでございます。ただし、職員等につき
ましては、別の階段からの利用が可能ですので、そちらの方から入館するというところでござ
います。

周知方法は、5月25日号の広報、それから区立図書館全館、それと小・中学校、幼稚園、
出張所等に案内を送付して周知するというところでございます。

以上でございます。

内藤委員長 教育政策課長。

教育政策課長 それでは、報告5の防犯カメラの設置について御報告させていただきます。
お手元の資料で御報告させていただきます。

まず、1番目、事業概要でございますが、子どもを被害者とする犯罪は依然として後を絶
たず、子どもの安全確保及び安全管理の徹底が課題となっている。それは今も現状も変わら
ないということでございます。

2つ目につきましては、不審者のチェックや犯罪の抑止力として有効な設備となっている
というでございます。また、平成17年6月には、「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関す
る要綱」が制定されまして、新宿区として必要に応じた設置が可能になったということが、
事業概要の1つでございます。

具体的に、ではどこに設置するものかということでございますけれども、1番目で子ども
が利用する屋内施設。2番目で不特定多数の人が利用する施設。3番目で子どもたちだけと
なる部屋等があり、大人や施設管理者の目が届かなくなる箇所がある施設と。こういう施設
に設置していこうというものでございます。

2番目で教育委員会の事業内容でございます。この事業につきましては、右上の方に教育委員会と福祉部と地域文化部と3部がございますけれども、教育委員会の事業内容としましては以下のとおりでございます。

(1)の経緯以下でございますけれども、区立学校及び子ども図書館等のさらなる安全対策を講じるため、防犯カメラを設置するという経緯でございます。

の区立学校、全幼稚園、全小・中学校、養護学校にすべて設置するというところでございます。これに関して、平成17年度でモニター付インターホンと通用門のオートロックを設置しまして、来校者のチェックと受付の徹底を図りました。あくまでも通用門に限定されていきますので、防犯機能の一層の強化を図るとともに、犯罪の抑止効果を高めていくことを目的としてございます。設置に係る経費につきましては、「平成18年東京都小中学校等防犯設備整備補助制度」を利用いたしまして、これはかかった費用の2分の1補助、1校150万円が限度でございますので75万円の補助でございますけれども、それを活用するというところでございます。

で、子ども図書館、鶴巻・戸山図書館児童コーナーの方にも、学校以外の教育施設のうち、特に子どもが中心となって利用する施設において、子どもが安心して活動できる教育環境を整備する必要があるために設置するというものでございます。特に子ども図書館及び鶴巻・戸山図書館児童コーナーにつきましては、一般図書室と離れた場所にあるために、カメラを設置しまして、犯罪の抑止効果を高めるということでございます。

(2)の設置場所でございますが、区立小学校、区立中学校、区立幼稚園、養護学校、子ども図書館、鶴巻・戸山図書館児童コーナーでございます。

(3)の設置内容でございますが、区立学校の小学校と中学校は同じでございますが、1校当たりカメラ4台でございます。レコーダーが1台、これは記録する機械でございますが、モニターが2台でございます。養護学校につきましては、カメラが6台、レコーダー1台、モニター2台でございます。幼稚園につきましては、併設園につきましてはカメラが2台、独立園はカメラが4台でございます。レコーダーは同じく1台で、モニターが併設園については1台、独立園は2台ということになってございます。一方、子ども図書館等でございますけれども、カメラ1台とモニター1台、レコーダー1台と、ちょっと小規模になってございます。

(4)の整備期間及び運用についてでございますけれども、整備は平成18年度中にやるということでございます。

運用体制でございますけれども、管理そのものは、「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に従いましてやりますが、必要なことについては、運用細目として別途定めるということになってございます。

参考のために、福祉部の事業内容でございますけれども、次のページに児童館と学童クラブと民間学童クラブ（整備補助）、20カ所でございます。

4番の地域文化部の事業内容でございますけれども、地域センター内の子どもの集うキッズコーナー、地域センターにキッズコーナーというものがございますので、その8カ所をつけるために防犯カメラを設置するということでございます。

大変雑駁ですが、以上でございます。

内藤委員長 以上で、説明が終わりました。

では、まず報告1について、御質疑のある方はどうぞお願いします。

木島委員、どうぞ。

木島委員 落合第五、第六幼稚園というのは、3歳児がゼロなんです、そうするとこれは募集してゼロだったわけですね。

学校運営課長 3歳児保育を実施していない園でございます。3歳児保育実施園は13園に限って運用しておりますので、この地域の3歳児は、落合第三幼稚園に集中する傾向が強いものでございます。

内藤委員長 つまり、この3歳児というのは、白地に数字が入っているのが募集したという意味ではないですか。

学校運営課長 御指摘のとおりでございます。

内藤委員長 私も伺おうと思っていたのは、やはり、この落合第五、第六は、それぞれちょっと今の児童が、例えば落合第五は5歳児が出てしまうと、どうなんですかね。来年、4歳児が非常に数が少なかった場合にどういう措置を取るか。第六に関しても、来年5歳児はあるとしても、4歳児、つまり1学級というか4歳児だけ、5歳児だけという。やがてそれもいなくなるというふうになると、どういう措置を考えておられますか。

学校運営課長 平成18年度に、新たに休園になった園が、その上の落合第一幼稚園でございます。昨年度、5歳児だけの学級で運営しましたが、新4歳児の応募に対して非常に数が少なかったため、学級編制をしないで休園となった次第でございます。来年度の園児を募集した際に、例えば落合第五幼稚園で12名に届かず少数であった場合は、落合第五幼稚園は休園とせざるを得ないと考えております。

内藤委員長 それから1つ伺いたいのは、幼稚園の教職員の配置ですね。これは定員が定まっているということは、定員に対してそれなりの職員を配置するのか、この園児数の実数に応じて配置するのかという、ちょっとそこを教えてください。

学校運営課長 各学級に学級担任1名ずつの教諭を配置するほか、教頭または主任を必ず1人配置してございます。またさらに、愛日幼稚園の4歳児のように、今回、例外的に35人まで受け入れた場合は補助教員を配置してございます。基本的には、クラスの数と教頭または主任でございます。

内藤委員長 わかりました。

報告1について、ほかに御質問はありますか。

では、報告1については、ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。西戸山地区中学校統合協議会についての報告です。

私から。この統合協議会は4月13日が第1回ということで滑り出したわけですが、この報告の末尾にある基本方針を前提として統合協議を進めるということなんだけれど、1回目の統合協議会において、この基本方針は前提として受け入れられていると考えていいんでしょうか。

教育環境整備課長 一応、先ほど御説明申し上げましたが、1回目のときにこの進め方について御説明申し上げまして、当然、この基本方針につきましても、それを前提として御議論いただきたいということを付記してございます。それについて、何ら御異議ございませんでしたので、私どもといたしましては一定の理解を得たというふうに考えております。

内藤委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

平成23年というと、5年先になるわけですね。

では、ほかに御質問がなければ、報告3、乳幼児期の家庭教育支援事業の実施について、について御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員 質疑というほどではありませんが、質問です。こういう試みは大変いいことだと思うので根本的には何の問題もないと思うんですが、お母さんの感想にもありましたけれども、興味を持たないのではないかと、私なんかは思うんですけども、三、四カ月でちゃんと本を読んでいることがわかって、それに興味を持つのでしょうか。それと、1対1ではなくて、赤ちゃんをいっぱい集めて1人のボランティアの方が読むという感じなんでしょうか。

生涯学習振興課長 私も現場に行きまして見ましたけれども、赤ちゃんは反応しますね。例

えば、という話ですけれども、この「コップちゃん」という中でコップが出てきて、最後にオレンジのジュースを入れるんです。ここまできると、このときぱっと表情が変わるような感じに見えるんですけれどもね。そういうような反応というものがあります。そういうわずかなことを手がかりにするというのが1つあります。それとともに、まあこれは1つのきっかけですので、これをきっかけにして、家庭でこの後読み聞かせを続けてくださいと、そういう言い方で、いろいろアドバイスをするとところに意義があるというふうに感じております。

それから、もう1点なんですけれども、大体、1人のボランティアに対して1対1、または1対2ぐらいの形で読み聞かせをします。最高でも3人というふうな形でしております。ボランティアは大体5人ぐらいいますので、1人は案内役。会場にもよりますけれども、3人ないし4人が読み聞かせをします。ですから、一遍に四、五人ぐらいを相手にしています。それ以上は、大変、お互いにうるさくもなりますので、そこは配慮しながら会場に合わせてできるだけそんな大人数ではなくて、少人数で対応しているということでございます。

内藤委員長 木島委員、どうぞ。

木島委員 これは、非常にいいことだと思うんです。健診時というのは、耳が聞こえるのかとか、いわゆる精神的な発達異常、そういうものというのは、いっぱい来ますとなかなかわかりにくい。こういうことをやることによって、そういうもののチェックにもなると思うんです。それと、一番大切なのは、やはり、初めてお子さんを持った母親に対する問題の方が大きいかなと思います。経験のある人とかそういう人に、そのときにいろいろ相談もできるでしょうし、そういう点では非常にいいのではないかと思います。

内藤委員長 これは年間を通じて実施するわけですか。

生涯学習振興課長 はい。各保健センターで毎月1回、いわゆる三、四カ月時健診がありますので、ですから年間で12回。で、4つの保健センターですから、すべて合わせると48回ということ。48回の機会を設けております。

内藤委員長 櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員 これは、三、四カ月健診を選ばれた大きな理由というのは、何かあるんですか。健診というのは、まだ6カ月とか1年とかありますね。そのときにはやらないんでしょうか。

生涯学習振興課長 三、四カ月健診というのは法定の健診ということで、それで最初の時期の健診ということで、初めのときにやるということで、この意味合いは、いわゆる悉皆です。すべての人にその機会があるということなので、それをねらっているということです。ほか

の家庭教育学級も幾つか、もちろん実施しているんですけども小学校・中学校のことですけれども、そうすると家庭学級とか講座をやった場合には、参加率が3割程度、実際は。現実的にはその程度です。それに対して最初のこの段階ですと、特別な事情がない限りは、これは法定ですので受けてくれるということで、すべての人を対象にするということに意義があるというふうに考えております。

櫻井委員 ありがとうございます。

内藤委員長 こういう区のボランティアスタッフが活躍されることは、大変結構なことだと思います。また、ここに書いてあるけれども、こういうボランティアスタッフの研修を中央図書館が主体となり実施という。図書館がこういう役割も果たされることも、大変結構なことだと思います。

生涯学習振興課長 御指摘のとおり、今回のこの事業の意義なんですけど、図書館の方でやるボランティアスタッフの育成というものをしております。その前に、ボランティアを発掘するということでは、教育指導課の方の援助も受けております。さらには健康部の方で、こういう絵本等を用意してくれるということで、役所内での協働というか協力ができて実施されていると思います。それから、当然区民の方たちのボランティアということで、大きな協力の体制のもとで今回実施してきたということでございます。

内藤委員長 わかりました。

どうですか。報告3について、ほかに御質問はありますか。

御質問がなければ、報告4ですね。アスベスト除去工事実施に伴う中町図書館の休館について、御質疑のある方はどうぞお願いします。

内藤委員長 櫻井委員。

櫻井委員 すみません、質疑ではないんです。また質問なんですけど、休館中の対応として「ばくしょ」とおっしゃいましたが、どういう意味でどういう字ですか。

中央図書館長 いわゆる特別図書整理という言い方をしていますが、開架書庫の場合、だれでも自由に書庫の中に入れますので、そういうきちとした並びができていないとか、あと紛失本とか、いろいろその辺をチェックするとか、そういった意味でそれぞれの本についていますバーコードをチェックしていくという作業と、あと、やはり書架は毎日毎日全部ふいているわけではございませんので、そういう清掃ですね。そういう整理整頓を含めて特別整理ということをおっしゃっています。

「曝書」は被曝の「曝」というんでしょうか。日に曝すというような、そういう字を通称

言っております。

内藤委員長 「曝す」という意味ですよ。

これはやむを得ないことですよ。アスベスト除去するという。

御質問ありますか。いいですか。

では、ほかに御質問がなければ、報告5、防犯カメラの設置について、御質疑のある方はどうぞ。

私からいいですか。これは、なかなか画期的なことではないかと思うんだけど、小・中学校、養護学校、幼稚園。これはモニターを見る人はいるんですか。

教育政策課長 基本的には、そこに人員を配置しないで、通常職員室にモニターを置きますので、職員室の先生がちらっと見る程度ということでやらせていただきたいと思います。

内藤委員長 だから、どうなんだろう。何かあったときに、そのときまでは見ていなくても、何か騒ぎがあったということで、まずモニターを見るということはありませんよね。要するにレコードしてあるということが。しかし、それは防犯とは言わないですね。起きた後、巻き戻しても。もっと言えば、カメラが設置してあるということが抑止力にはなるんだけど、ちょっと話が前後しましたが、モニターがあって先生がちらちらと見ますかね。実際の運用を、先生方にどういうふうに依頼するのかということですね。

教育政策課長 全員ではありませんけれども、一部校長先生にお話したときには、特にこれに対する人員配置は考えてございません。学校の中で運用をきちんとやっていただきたいという話はしてございます。ですから、その学校の中によって、例えば副校長が見る場合もございまして、だれになるか私もちょっと把握できませんけれども、これから入れるときに、具体的にどういうふうにするかということが、多分出てくると思いますので、その中で細目を決めていくというふうになると考えてございます。

内藤委員長 櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員 これは、では原則的には録画をしているということですか。

教育政策課長 そのとおりでございます。一応、7日間、録画はためておけますので、7日間それを持っていると。前に新聞誌上に出たのは、マンションで殺人を犯して防犯カメラにそれが残っていたと。ですから、先ほど委員長がおっしゃるように、抑止力の効果が非常にあるのではないかとということで、それも1つの設置の目的でございます。

内藤委員長 これは、導入するカメラの機種などももう決定されていると思うけれども、あえて注文すれば、やはり操作の容易な、つまりカメラが作動しているつもりだったけれども

実は作動していなかったとか。1つには作動しているか作動していないかということが職員室で把握できるということが大事だと思います。つまり、回っているとばかり思っていたら、実際には回っていなかったとか。あるいは非常に故障が多くて、そのたびに修理に人を呼ばなければいけないとか。こういった機械、道具類というのは、日々進歩していると思いますが、やはり操作が容易、故障が少ない、放っておいてもちゃんと機能するという。つまり、先生方にはそれだけ負担がかかるわけだから、非常に操作が複雑だったり故障が多かったりということは避けないと、結局無駄な、無駄と言うと言い過ぎだけれども、機械があるというだけで、だれも使いこなせないというようなことはないようにしていただきたいと思います。

教育政策課長 契約のときに、仕様にはそれを書き込むことはもちろんでございますけれども、特に、学校の場合には外にカメラを置きますので、防滴、いわゆる雨に強いカメラだとか、あるいは雨等の水から守るようなカバーといいますか、そういうものをつける予定で今のところ考えてございます。

内藤委員長 熊谷委員。

熊谷委員 これは、現在の社会的ないろいろな状況から、こういうことが、しかるべきことなのかということなんでしょうけれども、やはり、これはもともと「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づいてあれして、ちょっと見せていただくと、福祉部は福祉部で「福祉部子ども家庭課防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領」を定めている。それから、地域調整課でも要綱を定められていますよね。で、最後に、「必要な運用細目は別途定める」とありますけれども、これは教育委員会としても定めるということでしょうか。

教育政策課長 そのとおりでございます。これから、学校等との協議の中で、どういう細目が実施されるのがいいか検討した上で、これから定めるということでございます。

熊谷委員 わかりました。やはり、いろんな意味で、防犯と同時に、逆に言うと、児童、子どもたちもそれなりの人権を持っていますので、いろんな意味で要綱を十分定めてから使用されるようにしていただきたいと思います。以上です。

内藤委員長 それは、御指摘のとおりだと思います。

熊谷委員 結構危ない面もありますので。特に、成人男性ですと、それなりに自己的な責任もありますし、いろんな意味でカメラの設置に対する自己防衛といいますか、いい意味での対応ができると思うんですけれども、非常に、まだ成長途上の純真な子どもたちが、つまり防犯ということと、そんなことはないと思いますけれども、先生方やそれなりの方から監視

されているというような、そういうことが一方であると、非常に、また、教育上必ずしも適切でないことも起こり得るので、その辺を含めて、先ほどのどなたが監視するのかということも大事ですけれども、その辺の基本的な取り扱いとか要領を十分に考えてお使いいただけたらと思いますので。教育委員会としては、そこが一番重要なことだと思いますので、よろしくお願いたします。

教育政策課長 基本的には、正門と通用門が1台ずつと考えております。あと2台については、内に向かって置くのではなくて、基本的には不審者が入ることを抑止するためのものですので、それは十分に気をつけてやりたいと思っています。

熊谷委員 でも、図書館かどこかに、内部にも置かれるようなことがありましたものですから。

中央図書館長 今回のカメラにつきましては、子ども図書館については出入口。それから、鶴巻の図書館というのは二層に分かれていまして、ちょうど階段が死角になっておりますので、階段のところ。あと戸山も、若干、真ん中に通路がある関係で、離れた位置に出入口があると。そういうことで、いわゆる児童コーナーの中を見るのではなくて、あくまで出入口をチェックするという観点です。

熊谷委員 わかりました。そういう意味から言うと、いわゆる通常目の届かない場所をチェックするには、非常にいいことだと思います。その辺は、大変評価できると思いますので、よろしくお願いたします。

内藤委員長 今までは、通用門とか学校の門のところというのは防犯カメラというのは。

教育政策課長 今のところは、モニター付インターホンとオートロックだけがついていると。ただ、学校によってはPTAの寄附とか、さまざまな形で防犯カメラがついているところがございますけれども、それは今回入れるに当たっては、全校一緒に入れるという趣旨から言えば、それはまた別の話ということで考えてございます。

内藤委員長 ほかに御質問はありますか。

これも、運用を見てもないとあれですね。

では、報告5について、ほかに御質疑はありますか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっておりますが、事務局から報告事項はありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 2時51分閉会